

配布資料に関する補足説明

令和3年8月

配布した議題ごとの資料に関する補足説明です。

1 第四次健康づくり計画の策定

…資料 P.1-1

- ・ 宇部市健康づくり推進条例（平成27年4月施行）の目的は、本市の健康づくりに関する基本理念を定め、市の責務のほか市民、地域、市民活動団体、教育機関、事業者、保健医療福祉関係者の役割を明示するとともに、活動指針や市施策の基本事項を規定することで、協働による市民の健康づくりの施策を総合的かつ計画的に推進し、健康長寿のまちづくりに寄与すること。
- ・ 宇部市健康づくり計画の策定は、健康増進法、食育基本法及び宇部市健康づくり推進条例の基本理念等に基づき、本市の健康づくり及び食育の基本理念や目標、活動方針等を市民の皆様に明確に示し、市民、地域、関係団体等が一体となって健康づくりを推進することを目的とする。
- ・ 平成29年度に期間が開始した第三次健康づくり計画は、スマートウェルネスシティ[※]の考え方を取り入れながら、ワーキンググループの活動などを通じて関係機関と協働して健康づくりの推進に取り組んできた。
- ・ 第四次計画は、第三次の取組を継承しつつ、今の時代に合った計画に見直していく。

※スマートウェルネスシティ

高齢化・人口減少にあっても、地域住民が「健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を送れること」＝「ウェルネス（健幸）」が必要。この「ウェルネス（健幸）」をまちづくりの中核に位置づけ、住民が健康で元気に幸せに暮らせることを目指す新しいまちづくりの形。

2 生活習慣アンケート調査結果と第三次計画の評価

(1) 生活習慣アンケート

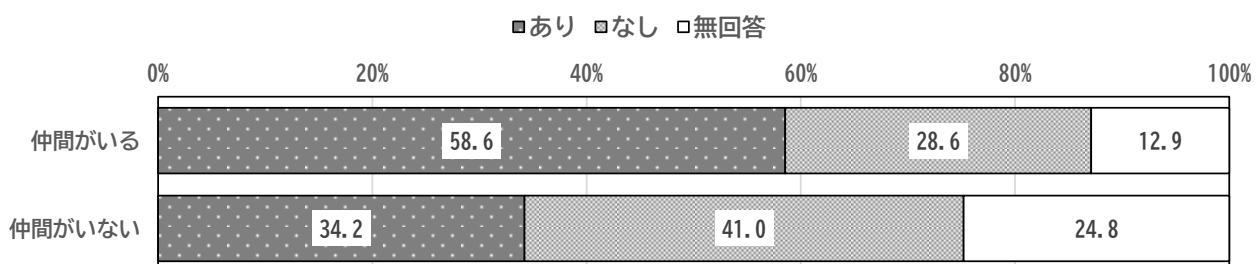
…資料 P.2-1-1

- ・ 調査結果は、計画策定ワーキンググループにも提供し、各分野の計画案策定に活用していく。

(主な分析結果)

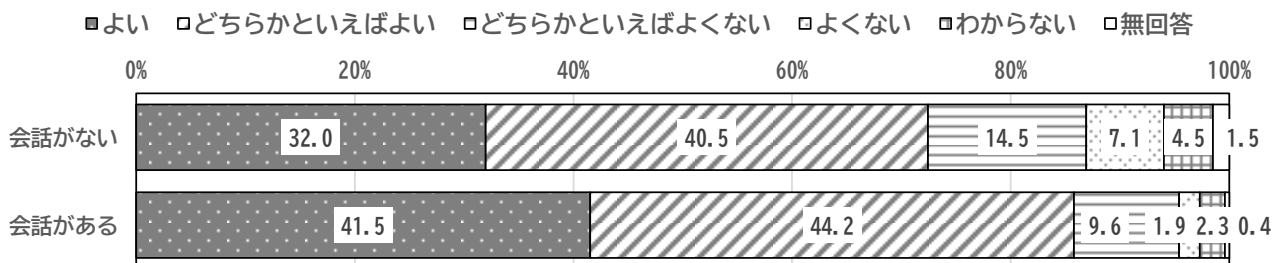
- ・ 運動する仲間がいる人ほど、継続的に運動する人の割合が高い。運動を通じた仲間づくりができる場や機会づくりが重要。

【運動習慣の状況】



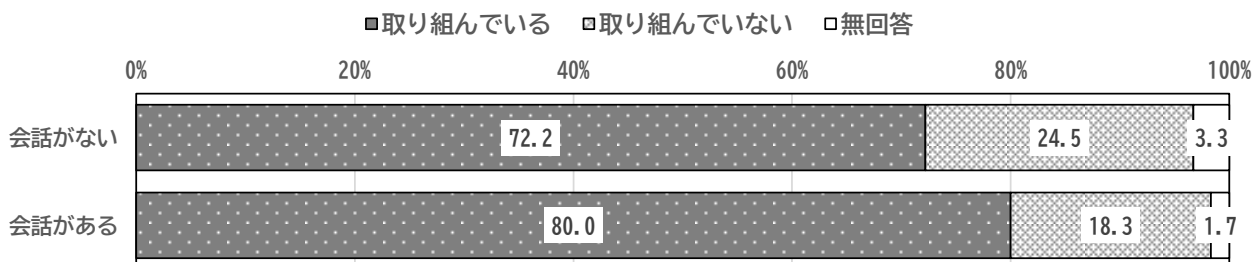
- ・日常的に会話のない人に比べ、ある人のほうが健康状態がよい人の割合が高い。人とのコミュニケーション機会の有無は市民の健康状態への影響がみられ、人との交流機会を通じた健康づくりへの支援が重要。

【健康状態】



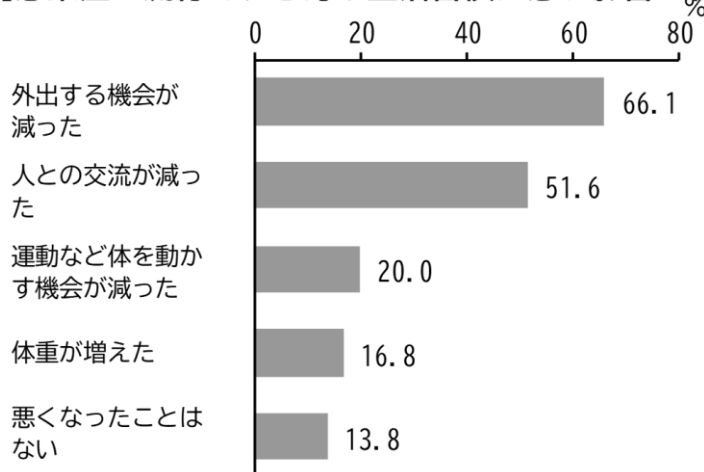
- ・日常的に会話のない人に比べ、ある人のほうが健康づくりに取り組んでいる人の割合が高い。市民の健康づくりへの取組意欲を促進していくうえで、人とのコミュニケーションも重要と考え、孤立しがちな人への支援が必要。

【健康づくりへの取組状況】



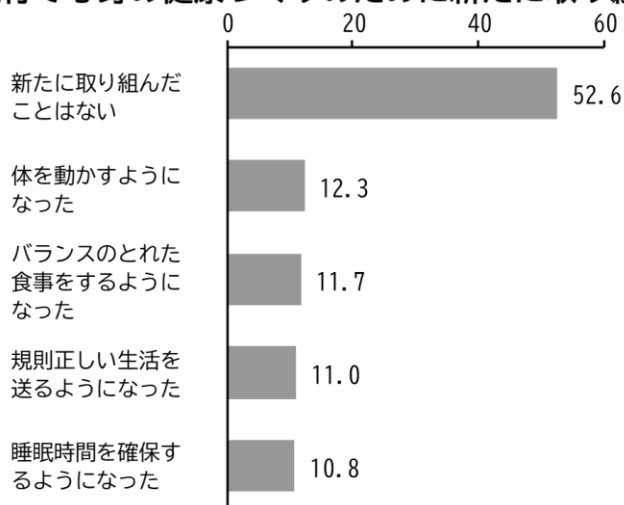
- ・今回は、習慣アンケートに加えて、コロナアンケートを実施。
- ・感染症による心身等への影響について、「外出する機会が減った」が 66.1%と最も高く、次いで「人との交流が減った」が 51.6%、「運動など体を動かす機会が減った」が 20.0%となっている。感染症の流行により、外出や人との交流機会の減少がみられ、人とつながるための支援が重要。

【感染症の流行で、心身や生活習慣に悪い影響の状況】



- ・コロナ禍で取り組んだ新たな心身の健康づくりについて、「新たに取り組んだことはない」が 52.6%と最も高く、次いで「体を動かすようになった」が 12.3%、「バランスのとれた食事をするようになった」が 11.7%となっている。これを機に新たな健康づくりの支援を進めることが必要。

【感染症の流行で心身の健康づくりのために新たに取り組んだこと】



(2) 第三次計画の評価

…資料 P.2-2-1

- ・事前送付のときに集計中だった項目の数値を追記した。
- ・目標値は、第三次計画策定時に分野ごとのワーキンググループで設定したが、目標設定の妥当性の検証や平準化などを、第四次計画の策定ワーキンググループで検討する必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行による影響も考慮する必要がある。
- ・「身体活動及び運動」に関するものでアンケート設問の設定漏れがあったため、参考値として、国や県が指標としている運動習慣者（30分週2回以上の運動を1年以上実施）を掲載した。
- ・「健康まちづくりサポーター」の評価困難は、制度廃止によるもの。後身の健康サポーター（健康まちづくりサポーターとウォーキング推進員を統合したもの）と、健幸アンバサダー（健康情報の伝道師として市が養成）との合計人数を参考値として掲載した。

3 計画骨子案

…資料 P.3-1

- ・第三次計画、国の動向、社会情勢、統計データやアンケート調査結果を踏まえて、第四次計画の構成案を作成した。

（第三次計画との主な変更箇所）※資料の下線部

- ・無関心層への働きかけ、早期介入による重症化予防、感染症に負けない健康づくりの3案を、計画策定のポイント、重点施策（5章）として設定した。
- ・ライフステージごとに現状と課題を明確にし、行動目標や取組を整理するため、4章に「ライフステージに応じた取組」を設定した。
- ・働き世代へのアプローチとして、4章に、企業の健康経営の考え方を位置づけた。
- ・資料編に、地区の健康プランの総覧を掲載することとした。

4 スケジュール、計画策定ワーキンググループの設置

…資料 P.4-1

- ・今回の審議会を経て、計画骨子案や計画策定体制について庁内合意を得る。
- ・9月から計画策定ワーキンググループを4回程度開催予定。委託業者*と分担しながら11月までに計画案を作成し、第2回審議会で調査審議をお願いする予定。
- ・12月に計画案をパブリックコメント（市民意見募集）にかける予定。
- ・第3回審議会では、計画案の最終確認と策定後の取組について審議をお願いする予定。
- ・令和4年3月までに策定し、計画を公表する予定。

※委託業者

第四次健康づくり計画の策定にあたっては、生活習慣アンケート調査結果等の集計・分析や計画案の作成、会議運営の支援等を民間業者に委託している。

5 その他

- ・審議会委員の計画策定ワーキンググループへの参画について
※同封の「計画策定ワーキンググループへの参画」を御覧ください。